明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○毎月勤労統計調査規則の一部を改正する省令（厚生労働九五）　一
○容器保安規則の一部を改正する省令（経済産業四八）　二
〔告　示〕
○電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件（総務一八四）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産八〇九～八一三）
○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第三項第二号及び第二条第二項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が指定する道路を指定する件（国土交通四五〇）　五
○航路標識に関する件（海上保安庁一七、一八）　六
○道路に関する件（関東地方整備局二一五）
○登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出に関する件（沖縄総合事務局二六）　九
〔国会事項〕　一〇
〔人事異動〕
内閣　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
押収物還付関係　二
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
企業年金基金合併・変更関係　三〇
会社その他

省令

○厚生労働省令第九十五号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、毎月勤労統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年五月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

毎月勤労統計調査規則の一部を改正する省令

毎月勤労統計調査規則（昭和三十二年労働省令第十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（調査の目的） **第三条**　毎月勤労統計調査は、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国的変動を毎月明らかにすることを、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを、特別調査にあつては全国調査及び地方調査を補完することを目的とする。	（調査の目的） **第三条**　毎月勤労統計調査は、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国的の変動を毎月明らかにすることを、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを、特別調査にあつては全国調査及び地方調査を補完することを目的とする。
（報告義務） **第十六条**　（略） 2　全国調査第二種事業所又は地方調査第二種事業所の事業主（事業主が不在のときは、これに代わる者）は、第八条第一項各号に掲げる事項を毎月勤労統計調査員の質問に対して報告しなければならない。 3　（略） 4　前二項の規定にかかわらず、天災事変その他やむを得ない理由のため、これらの規定に規定する方法によることができないと厚生労働大臣又は都道府県知事が認めたものについては、全国調査第二種事業所、地方調査第二種事業所又は特別調査事業所の事業主（事業主が不在のときは、これに代わる者）は、都道府県知事又は毎月勤労統計調査員が当該事業主に配布する調査票を用いて報告することができる。	（報告義務） **第十六条**　（略） 2　全国調査第二種事業所又は地方調査第二種事業所の事業主（事業主が不在のときは、これに代わる者。第四項及び第十七条の二第二項において同じ。）は、第八条第一項各号に掲げる事項を毎月勤労統計調査員の質問に対して報告しなければならない。 3　（略） 4　第二項の規定にかかわらず、天災事変その他やむを得ない理由のため、同項に規定する方法によることができないと厚生労働大臣又は都道府県知事が認めたものについては、全国調査第二種事業所又は地方調査第二種事業所の事業主は、都道府県知事又は毎月勤労統計調査員が当該事業主に配布する調査票を用いて報告することができる。
（調査票の提出） **第十七条**　前条第一項及び第四項の規定による報告は、調査票を調査月の翌月の十日（特別調査にあつては、調査を実施する年の九月十日）までに、当該事業所を管轄す	（調査票の提出） **第十七条**　前条第一項及び第四項の規定による報告は、調査票を調査月の翌月の十日までに、当該事業所を管轄する都道府県知事（ただし、厚生労働大臣から調査票の配布